

群馬県通正化通信 NO. 167(令和4年7月号)

群馬県トラック協会に寄せられた苦情について（令和3年度分）

令和3年度に当協会へ寄せられた苦情の内容として、「急な割込み」、「スピード超過」、「幅寄せ」等の危険運転行為に関するものが苦情の大半を占めており、令和2年6月30日から厳正な取り締まりの対象となった「妨害運転行為（あおり運転）」についても数件報告されております。

近年では、Gマーク認定事業所が増加しており、Gマーク認定事業所の車両に対する苦情も多くなっております。また、令和3年度の苦情件数は**55件（前年度より16件増）**と増加傾向であることから、各事業者における安全運転の指導徹底をお願いいたします。

最近の兆候として、当該ドライバーの方は危険運転の認識はなく、申告者からの内容と大きな隔たりがあり、乗用車と比べて車体が大きく、圧迫感から恐怖を感じることもありますので、自身の乗務する車体の形状等も十分把握しておくよう、ドライバーの皆様に指導教育をお願いいたします。

【発生事案】

令和4年3月〇日 午前△時××分頃

国道354号線を館林方面へ向かう大泉の少し手前で自車（通報者）が右車線へ車線変更をしたところ、後ろから来た「No.〇〇〇〇〇」の「会社名××××」のトラックから煽り運転をされた。危険を感じ、再度左車線に戻ったが、今度は左側に幅寄せされ、最終的には自車の前に割り込み、急ブレーキをかけ執拗な煽り運転をされた。

上記のような事案はほんの一例であり、大変悪質な危険運転行為ですが、令和3年度の内訳で現れているとおり、危険運転等と捉えられる行為が増え続けています。

プロドライバーとしての自覚と責任を持ち、一歩間違えば重大事故を引き起こしてしまうということを十分に理解させ、安全運転を行うよう改めて指導教育をお願いいたします。

1. 苦情件数の推移

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	47	48	28	29	55

2. 令和3年度苦情内訳

危険運転等（41件）、違法駐車等（3件）、不正改造（1件）その他（10件）

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話027-212-8821